

関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

本市では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に対して早期診断・早期対応に向けた個別の訪問等を行い支援する認知症初期集中支援チームを設置しています。また地域のネットワーク体制を充実させることを目的として活動しています。

この要領は、関市認知症初期集中支援チーム運営業務を委託するに当たり、受託に関して優先的に交渉できる法人（以下「優先交渉事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めます。

2 委託する業務内容等

(1) 業務名及び設置場所等

委託業務名	担当地区	設置場所
関市認知症初期集中支援チーム	関市内全域	受託法人による (関市内で病院・診療所等の医療機関や地域包括支援センターと同一の建物であること)

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日までとします。

ただし、業務の委託期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、契約締結日から令和8年3月31日までの間は、準備引継ぎ期間とする。

また、受託法人が介護保険法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法、関連する政省令等に定められた事項を遵守しないなどの場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

(3) 業務内容

業務内容は、「関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(4) 委託料の提案上限額等

業 務 名	提案上限額（5年間）
関市認知症初期集中支援チーム運営委託業務	85,609,000円

※この業務委託にかかる予算は、令和8年度当初予算の成立を前提としています。

(5) 再委託の禁止等について

業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の承認を受けなければならないこととします。

3 応募法人等の条件

(1) 応募資格

応募法人等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ① 病院又は診療所を運営する医療法人、地域包括支援センターを運営する社会福祉法人のいずれかで、関市内に活動の拠点があること。
- ② 別紙の関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託仕様書のとおり、運営業務、人員配置ができる医療法人又は社会福祉法人であること。

(2) 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定に基づく資格停止を受けている者
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 法に基づく指定の取消し等の処分を過去5年以内に受けたことがある者
- ⑤ 応募法人の役員等（法人の役員又は支店長若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に次の各号のいずれかに該当する者がいる者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体の構成員
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 国税又は地方税を滞納している者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募申込書の提出日とします。

ただし、応募資格確認後から選定結果の決定日までに応募法人の備えるべき上記（1）、（2）の要件を欠く事実が生じた場合は、失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 実施要領等の承諾
応募法人は応募申込書の提出をもって、実施要領等項等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募費用の負担
応募に関して必要な費用は、応募法人の負担とします。
- ③ 提出書類の取り扱い
 - ア 提出された応募申込書などの応募書類及びその他必要書類（以下「提案書類」という。）は、返却しません。
 - イ 提出された提案書類の著作権は、原則として書類を作成した法人に帰属します。ただし、契約締結に至った提案書類の著作権は、市に帰属するものとします。
 - ウ 関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づき、公開請求により公開する場合があります。
- ④ 資料の取り扱い
提案書類の作成のため市より資料を受領した場合は、市の了解なく公表又は第三者に対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁止します。

⑤ 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 提案書類に虚偽の記載をした場合

※提案書類に虚偽の記載をした場合には、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、次回以降の契約の相手方として認めない場合があります。

エ 上記に掲げるもののほか、実施要領等に違反する場合

⑥ その他

ア 市が提示する資料及び質問回答書等は、実施要領等と一体のものとして、同一の効力を有するものとします。

イ 実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、応募法人に通知するものとします。

4 募集のスケジュール等

(1) スケジュール

スケジュールは、以下のとおりとします。

ただし、審査日以降の日程は、都合により変更する場合があります。

なお、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。

項 目	日 程
実施要領の公表	令和7年 8月 1日（金）
質問受付期間	令和7年 8月 1日（金）～ 令和7年 8月14日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年 8月19日（火）
応募申込書等の提出期限	令和7年 9月 2日（火）午後5時まで
応募資格審査結果通知	令和7年 9月 8日（月）
企画提案書類の提出期限	令和7年 9月22日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年10月 3日（金）午後1時以降
審査結果の通知 審査結果（優先交渉事業者）の公表	令和7年10月中旬（予定）
委託契約の締結	令和7年10月下旬～11月（予定）
業務開始	令和8年4月1日（水）

(2) 実施要領等の公表

実施要領等を市ホームページにおいて、次のとおり公表します。

- ① 公表日 令和7年8月1日（金）
- ② 公表書
 - ア 関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - イ 関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託仕様書
 - ウ 応募様式

（３）質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、次のとおり受け付け、質問及び回答を市ホームページにおいて公表します。説明会はありません。

- ① 提出方法 質問書（様式9）をメール送信し、送信した旨を電話連絡してください。
- ② 提出先等 関市健康福祉部 高齢福祉課
 - 【メール】 korei@city.seki.lg.jp
 - 【電話】 0575-23-8127 （直通）
- ③ 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月14日（木）午後5時まで
- ④ 回答日 令和7年8月19日（火）

（４）応募申込み及び応募資格審査結果通知

- ① 提出期限 令和7年9月2日（火） 午後5時
- ② 提出方法 持参
- ③ 提出部数 正本1部
- ④ 提出先 関市若草通3丁目1番地 関市健康福祉部高齢福祉課
- ⑤ 提出書類

【指定様式】

- （様式1）応募申込書
- （様式2）法人の概要
- （様式3）法人役員名簿
- （様式4）誓約書

【その他必要書類】

原本の提出ができないものは原本証明を行い正本とすること。

（資料1）法人の定款、または寄附行為

（資料2）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※提案書類の提出日の3か月以内に発行されたものであること。

（資料3）法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行）

法人市民税・固定資産税の納税証明書（市税務課発行）

※それぞれ、該当するもので直近2年分であること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出すること。

（資料4）法人の貸借対照表、損益計算書（事業活動収支計算表）

キャッシュフロー計算書（資金収支計算書）

財産目録

※それぞれ直近2年分であること

(資料5) 法人の令和7年度事業計画書、及び令和7年度収支予算書

(資料6) 法人の就業規則

(資料7) 法人所轄庁による監査結果通知(直近のもの)及び当該通知に対して法人から所轄庁へ提出した改善報告書の写し

※チームを法人の既存施設内に開設予定している場合、当該施設に対して実施された指導・監査結果通知及び当該通知に対して法人から所轄庁へ提出した改善報告書の写しもあわせて提出すること。

(資料8) 法人の概要がわかるパンフレット等

⑥ 提出方法

ア 事前に電話で予約の上、提出してください。

イ 書類は、A4版用紙、横書き、左綴じとし、A4版縦型フラットファイルに編綴し、インデックス(様式及び資料番号)を付してください。

⑦ 応募資格審査

提出された書類を基に応募資格について審査し、その結果を申込者に対して応募資格審査結果通知書により、令和7年9月8日(月)に通知します。

(5) 企画提案書類の提出

応募法人は、審査に係る企画提案書類を次により提出してください。

① 提出期限 令和7年9月22日(月)午後5時

② 提出方法 持参

③ 提出部数 正本1部及び副本6部(正本の複製可)の計7部

④ 提出先 関市若草通3丁目1番地 関市健康福祉部高齢福祉課

⑤ 提出書類

【指定様式】

(様式5) 人員配置計画書

(様式5-1) 配置(予定)職員経歴書

(様式6) 事務所設置計画書

(様式7) 関市認知症初期集中支援チーム運営業務事業計画書

(様式8) 関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託経費見積書

(様式8-1) 関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託経費見積書明細
(委託経費見積書明細の項目)

◎人件費

◎事務費(消耗品費、燃料費、光熱水費、施設借上料、備品購入費等)

◎業務管理費等(直接経費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、通信運搬費、管理部門の経費。計上する場合は、経費の内容及び按分等の算出根拠を明確にすること。)

【任意様式】

・紙媒体のプレゼンテーション資料(※指定様式とは別に使用する場合)

⑥ 提出方法

ア 事前に電話で予約の上、持参

イ 企画提案書類は、A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付け、A4版縦型フラットファイルに編綴し、インデックス（様式番号等）を付してください。

ウ 見積書に押印する印鑑は、代表者印（契約締結時に使用する代表者印等）を押印してください。

（6）審査日時等

① 日時・場所 市から当該応募法人に対して個別に連絡

② 実施時間 20分程度（プレゼンテーション10分、ヒアリング10分程度）

※プレゼンテーションは、事前提出の紙媒体の資料を基に実施してください。なお、プロジェクター等の使用を希望する場合は、事前に市へご相談ください。

③ 出席者 3名まで

④ その他

課題を抱える世帯への支援計画に関するプレゼンテーションでは、貴法人が持つネットワークを活用した支援などを通じて、法人の特徴（強み）等をアピールしてください。

（7）選定結果の通知

選定結果は、文書で個別に通知します。

5 企画提案書類の審査方法等

（1）審査方法

関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託プロポーザル審査委員会が、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施します。

（2）審査基準

審査基準は以下のとおりとし、項目ごとにA～Eの5段階で評価を行います。

◎審査基準（100点満点）※【】内は配点

① 法人の実績

(1) 認知症初期集中支援チームの運営実績【5点】

(2) 包括支援センター、高齢者在宅福祉、介護サービスの活動実績（活動実績は十分か）【5点】

(3) 認知症の診療等に関する実績【5点】

(4) 経営の安定性（経営の状況はどうか）【5点】

② 運営の基本方針【5点】

・地域性の視点（地域特性や実情を踏まえた運営を具体的に計画しているか）

・公益性の視点（公正・中立な立場で運営を具体的に計画しているか）

・協働性の視点（地域の専門職、民生委員、関係機関との協働を具体的に計画しているか）

- ③ 確保職員（各事業を適切に理解しているか・取組は適切か・実効性は認められるか）
 - (1) 職員配置計画【5点】
 - (2) 専門職の経験【5点】
 - (3) 医師の実績【5点】
 - (4) 法人における職員確保に関する状況【5点】
- ④ 活動方針
 - (1) 対象者把握の工夫【5点】
 - (2) チーム内での情報共有・連携体制【5点】
 - (3) 支援対象者、その家族に対する支援方法の工夫【5点】
 - (4) 認知症の人や家族を支えるための地域ネットワークの充実に係る取組【5点】
 - (5) チームに関する啓発活動の取組【5点】
- ⑤ 事務所設置計画
 - (1) 事務所設置予定場所の利便性【5点】
 - (2) 施設・設備・相談室（プライバシー保護の配慮）計画【5点】
- ⑥ 危機管理体制等
 - (1) 緊急時の24時間対応・災害時等の対応体制（緊急・災害時時の処理体制は適切か）【5点】
 - (2) 個人情報の保護・管理体制（個人情報の取扱いの考えは適切か）【5点】
- ⑦ その他
 - (1) 特筆事項（支援チーム業務に関わりがある内容で、評価できるか）【5点】
 - (2) 価格評価【5点】

◎評価

- A：優れている・・・・・・・・・・配点×1. 0
- B：やや優れている・・・・・・・・・・配点×0. 8
- C：一般的・・・・・・・・・・配点×0. 6
- D：やや劣っている・・・・・・・・・・配点×0. 4
- E：劣っている・説明が必要・・・・・・・・・・配点×0. 2

6 優先交渉事業者の選定等について

(1) 優先交渉事業者の選定

- ① 市は、各審査委員の採点を合計し、総得点が最も高かった者を優先交渉事業者として選定します。なお、満点の6割を最低基準点とし、総得点が最低基準点を満たさない企画提案者は、選定しません。
- ② 選定結果は、応募法人すべてに通知するとともに、市ホームページで、優先交渉事業者の名称、参加者の順位及び点数について公開するものとします。また、結果に対する異議は受け付けできません。
- ③ 市は、優先交渉事業者と協議を行い、契約を締結します。なお、協議において必要な書類等が生じた場合は、適宜準備を依頼することがあります。（資料の準備に必要な費用は、法人の負担とします。）また、選定法人が辞退したとき又は、その他の理由で協議が成立し

ないときは、次点の事業者と協議を行うものとします。

(2) 辞退について

選定結果の通知後、選定法人が正当な理由なく受託の辞退をすることは、認めません。

正当な理由なく辞退した場合は、その事実を公表するとともに、次回以降の契約の相手方として認めない場合があります。また、辞退あるいは人員体制、設備の欠格等で選定法人が受託できない事態となり市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合があります。

(3) 準備行為について

業務が円滑に開始できるようにするため、現在の受託法人と協力して、業務全般にわたる引継ぎを契約手続完了後から令和8年3月31日までに行ってください。

開設準備のために必要な費用は受託法人の負担としますが、市が提供するシステムを使用するためのネットワークを開設する費用のみ市が負担します。

なお、受託法人の事情により事業の実施ができなくなった場合、準備に要した費用等を市は補償しません。

7 業務の実施に関する留意点

(1) 委託契約の解除について

次に該当する場合は、契約を解除することがあります。その場合は、次の受託法人が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行ってください。

- ① 法令等を遵守しない場合
- ② 適切、公平、中立かつ効率的に業務を執行せず、市の指導に従わない場合
- ③ その他、事業計画された内容が履行されず市が必要と認める場合

また、受託法人が、募集の公表から決定に至るまでの間に市の関係者及び審査委員等に選定にかかる働きかけを行ったなどの事実が判明した場合は、契約締結後であっても契約を解除する場合があります。

8 問合せ先

〒501-3894

住 所：関市若草通3丁目1番地 関市健康福祉部 高齢福祉課

電 話：0575-23-8127 FAX：0575-23-7748

Eメール：korei@city.seki.lg.jp